

○大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律(平成十年法律第五十二号)における承認計画の変更に係る承認内容一覧

本法は、「特定大学技術移転事業」を実施するTLO(Technology Licensing Organization)の整備を目的とするものです。「特定大学技術移転事業」は、大学等における技術に関する研究成果を、特許制度等を活用することによって民間事業者に移転し、社会における有効活用を促進するとともに、その結果得られる資金等を大学等に還流することにより、大学等における研究の進展に資するものです。(法第2条第1項)

承認を受けた技術移転機関(承認TLO)は、承認計画を承認取消しようとするときは、本法第5条第2項に基づき、文部科学大臣及び経済産業大臣の承認を受けなければなりません。

ついては、承認された実施計画の変更の承認を受けたTLOの名称・当該承認の年月日等を、「特定大学技術移転事業の実施に関する計画承認実施要綱(文部科学省・経済産業省告示)」第4条第5項に基づき、以下のとおり公表いたします。

(令和5年3月31日現在)				
	TLOの名称	実施計画の承認を受けた日	承認計画の承認取消しを受けた日	承認取消し理由
1	学校法人慶應義塾	平成11年8月26日	令和5年3月31日	特定大学技術移転の実施を終了するため
2	国立大学法人千葉大学	平成18年7月7日	令和3年3月30日	特定大学技術移転の実施を終了するため
3	国立大学法人東京工業大学	平成19年4月2日	令和3年3月25日	特定大学技術移転の実施を終了するため
4	富山大学研究推進機構	平成19年6月12日	令和2年5月18日	特定大学技術移転の実施を終了するため
5	国立大学法人北海道大学	平成21年5月1日	令和1年5月9日	特定大学技術移転の実施を終了するため

※過去5事業年度の承認を掲載